

1. 認知症高齢者グループホーム 第三者評価報告概要表(WAM NET掲載用)

グループホーム フレール魚崎中町

- 評価実施期間 平成18年 1月 16日 から 18年 8月 1日
 - 訪問調査日 平成 18年 5月 9日
- 評価機関名 社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

- 評価調査者 0621:介護相談員、福祉住環境コーディネーター2級
0623:介護相談員、民生委員

- グループホーム所在地 神戸市東灘区魚崎中町4丁目10番50号
- 開設年月日 平成 12年 4月 1日
- 定員 (2)ユニット (16)名

○第三者評価結果
◇全体を通して

○当グループホームは、高層の建物も多い住宅街の中にあり、周辺には大きな樹木や草花等の緑も豊かで、バランスの取れた環境にある。近隣にはスーパー、理美容院、医療機関等があり、入居者が利用する機会も多く、これら社会資源を有効に活用している。
○介護職員は主婦が多く、日常生活での主婦の経験を生かしたケアが行われており「ホーム内では紙おむつと車イスは使わない」という強い信念のもと、自立支援に向けての取り組みが積極的に行われている。
○特別養護老人ホームやケアハウス等に併設されていることもあり、行事等での入居者の相互の交流も盛んである。ホーム独自の家族会も作られ、ホーム入居者、家族との意見交換が気軽に行える雰囲気作りに役立っている。

◇分野・領域別

I 運営理念

番号	項目	できている	要改善
1	理念の具体化と共有		○
2	権利・義務の明示	○	
3	運営理念等の啓発		○

特記事項

○母体法人全体の基本理念をそのままグループホームの理念としているが、グループホームの社会的役割を法人全体の理念をベースにして、グループホーム個別の理念・方針を明確にすることが望まれる。また、その理念啓発のための一つの手段である母体法人発行の広報誌についての更なる工夫やその他の多様な啓発広報に取り組むことが期待される。

II 生活空間づくり

番号	項目	できている	要改善
4	馴染みのある共用空間づくり	○	
5	共用空間における居場所の確保	○	
6	入居者一人ひとりにあわせた居室の環境づくり	○	
7	身体機能の低下を補う配慮	○	
8	場所間違い等の防止策	○	
9	生活空間としての環境の配慮	○	

特記事項

○入居者が「住居」として生活できるように、共用スペースの間取りや家具類の設置場所等に工夫や配慮が見られる。各居室も使い慣れたものを持ちこんだり、持込の難しい方でも入居者と職員と一緒に買い物に行き、好みのものを持ち込むようにしている。

Ⅲ ケアサービス

番号	項目	できている	要改善
10	入居者主体の個別具体的な介護計画	○	
11	介護計画の見直し	○	
12	個別の記録	○	
13	職員間での確実な情報共有	○	
14	チームケアのための会議	○	
15	入居者一人ひとりの尊重	○	
16	入居者一人ひとりの過去の経験を活かしたケア	○	
17	入居者の自己決定や希望の表出への支援	○	
18	一人のできることへの配慮	○	
19	身体拘束(行動制限)をしないケアの工夫	○	
20	食事作りへの入居者の参画と一人ひとりにあわせた課題	○	
21	個別の栄養摂取状況の把握	○	
22	食事を落ち着いて楽しむことのできる支援	○	
23	個別の排泄支援と羞恥心への配慮	○	
24	個別の入浴支援と羞恥心への配慮	○	
25	理美容院の利用支援	○	
26	プライドを大切にしたい整容の支援	○	
27	安眠の支援	○	
28	金銭管理の支援	○	
29	ホーム内の役割・楽しみごとの支援	○	
30	医療関係者への相談	○	
31	定期健康診断の支援	○	
32	心身機能の維持	○	
33	トラブルへの対応	○	
34	口腔内の清潔保持		○
35	服薬の支援	○	
36	緊急時の手当	○	
37	感染症対策	○	
38	ホーム内に閉じこもらない生活の支援	○	
39	家族の訪問支援	○	

特記事項

○各入居者が毎日何分歩いたかを運動記録として残し(概ね50分~200分)、天気の良い日は殆ど毎日の散歩や通院といった日常を通じて積極的に体を動かすことにより、心身機能の維持や安眠につながるよう支援している。また外出に車椅子が必要な人などには、ホーム内での楽しみごとや活動を通じて体を動かすことが少なくならないように積極的に取り組んでいる。○夕食後のみ入居者の状態に合わせて歯磨き、うがい等の支援を行っているが、職員全員が口腔ケアの重要性、必要性を充分理解し、毎食後何らかの口腔ケア支援を行う努力が望まれる。また、献立表のカロリー計算、併設施設の栄養士等に協力してもらい、適宜栄養バランスのチェックを行なうことが望まれる。

Ⅳ 運営体制

番号	項目	できている	要改善
40	法人代表者、管理者、職員の協働	○	
41	入居者の状態に応じた職員の確保	○	
42	継続的な研修の受講	○	
43	ストレスの解消策の実施	○	
44	退居の支援	○	
45	ホーム内の衛生管理	○	
46	事故の報告書と活用	○	
47	苦情への的確で迅速な対応	○	
48	家族とのコミュニケーション	○	
49	地域の人達との交流の促進	○	
50	周辺施設等の理解・協力への働きかけ	○	
51	ホーム機能の地域への還元	○	

特記事項

○管理者と職員との風通しは良く、職員は管理者に仕事上の悩み等を自由に意見が言える雰囲気であり、また、管理者も職員の話によく耳を傾け、互いに協力しあってホームの運営に取り組んでいる。

2. 認知症高齢者グループホーム 第三者評価報告書(WAM NET掲載用)

項目番号 第三者 自己	項目	できている	要改善	評価 困難	判断した根拠や理由	特記事項(良い点、改善点)
I 運営理念 1. 運営理念の明確化						
1	1			○	運営理念はパンフレット、ホーム玄関、スタッフルーム等に文書や掲示等で分かりやすく示されており、職員への浸透は『サービス十か条』を作成して毎日読み上げるようにしている。しかし、母体法人全体の理念をそのままグループホームの理念としている。	法人全体の理念をベースにしつつ、例えば管理者の思いにもある様な「あなたが嬉しいと私も嬉しい」等の、グループホームとしての個別の理念・方針を明確にし、浸透を図ることが望まれる。
2	3			○	重要事項説明書12条に事業者の義務をまとめて明記し、その他、事業者が提供するサービス内容等を明記し、入居契約時に家族には納得してもらえる様に時間をかけて説明している。	今後は、入居者の権利を「権利」として明記することが期待される。
2. 運営理念の啓発						
3	4			○	母体法人の広報誌「ささゆり新聞」を発行し、地域、民生委員、自治会役員等に配布しているが、グループホームの特徴や役割が理解できる様な内容が少ない。	グループホームの役割が地域により理解してもらえる様に、グループホームにおけるケアの考え方や、実践内容等を広報誌にも積極的に掲載する等、ホームの地域への理解を深める取り組みが望まれる。
I 運営理念 3項目中		計	1	2	0	
II 生活空間づくり 1. 家庭的な生活空間づくり						
4	5			○	玄関付近にはデイジー他季節の草花が植えられており、入居者は散歩から帰った時に草花を摘み、居室に飾っている。玄関周り及び共用スペースに関しても、違和感を感じられない。	

項目番号	項目	できている	要改善	評価困難	判断した根拠や理由	特記事項(良い点、改善点)
5	6	○			廊下に5ヶ所ベンチが設けられており、そのベンチに角度をつけることにより直接視線が合わない様に工夫されている。また喫煙スペースも廊下の一番奥に設けてあり、他の入居者に気兼ねなく喫煙できる。	
6	7	○			馴染みの仏壇、タンス、テレビ、冷蔵庫等が持ち込まれている。持ち込み品が少ない場合は、職員が入居者と一緒に好みのものを購入し持ち込んでいる。	
2. 心身の状態にあわせた生活空間づくり						
7	9	○			手すりは廊下等共用部分の滑りやすい場所等に設置されている。廊下のエアコンは木製の覆いをして設置しており、安全性の配慮と共に手すり代わりともなっている。テーブルや流し台等も使いやすいような高さになっている。	
8	11	○			居室内のトイレには、必要な人にはトイレ表示があり、居室は安心感が持てるために、表札と手書きの絵が居室入口に掲げてある。	
9	12	○			全居室と共用空間に温度計を設置し、窓の開閉による自然換気、エアコンの使用により適時室内温度の調整が行なわれている。又、夜間寒いと言う入居者には布団により、昼間は衣類による調節を行なっている。	
II 生活空間づくり 6項目中		計	6	0	0	

項目番号	項 目	できて いる	要改善	評価 困難	判断した根拠や理由	特記事項(良い点、改善点)
Ⅲ ケアサービス 1. ケアマネジメント						
10	15	○			面会時の会話や家族への手紙により意見を聞き出し、入居者一人ひとりの立場での計画が作成され、家族にも分かりやすく書かれている。また、作成後は家族の同意を得ている。	
11	16	○			概ね3ヶ月に1回見直しが行われ、状態に変化のある人は、随時見直しが行われている。状態が安定している人も見直しは行なわれ計画は継続している。	
12	17	○			介護日誌として個別にファイルされ、本人の言葉の記録や状態の変化がわかりやすい文章で記録されている。日勤は黒、夜勤は赤で記録され、状態の変化が継続的に把握できる。	
13	18	○			介護計画は居室担当者会議において話し合っ作成し、全体の職員会議で修正意見が出れば、修正を行なっている。また、申し送りは連絡ノートを作成し、それを介護職員室の決められた場所に置き欠勤者も目を通せるようにしている。	
14	19	○			職員会議を、1ヶ月に1回定期的に行なっている。参加できなかった職員(特に夜勤者)には、書記が記録して説明している。また、緊急案件がある時は正職員で対応し連絡ノートで周知を図っている。	

項目番号	項 目	できて いる	要改善	評価 困難	判断した根拠や理由	特記事項(良い点、改善点)
2. ホーム内でのくらしの支援(1)介護の基本の実行						
15	20	○			個々の入居者に合わせた言葉かけ、呼び方で明るくさりげなく介助が行なわれている。	
16	23	○			幼少期～老年期を9期に分け、何処でどの様な生活をしてきたかを入居時や日常生活の会話の中から把握し、和裁をしていた人には浴衣作りなどその人のバックグラウンドを活用してその人らしく力が十分発揮できる場を作っている。	
17	25	○			入居者が希望を出しやすいようにゆったりと関わり、食事の時や買物の時など職員と入居者の一緒に行う日常の行動の中から意見や希望をキャッチして、お好みメニューや外出先の選択等の支援を行なっている。	
18	27	○			日常生活の見守りや他の職員からの情報を基に始めから決めつけをせず、できること、できないことの見極めを行い、配膳、下膳、食器洗い等できる人には時間がかかってもやってもらっている。	
19	29	○			身体拘束にあたる行為は行なわないようにしている。玄関の施錠をやむを得ず行っているが、入居者の「外を見ている」「ドアをさわる」等の外出願望のサインが出ていないか等常に入居者の行動を把握している。サインをキャッチした時はすぐ一緒に外出するようにしている。	身体拘束実施マニュアルを整備しており、やむを得ず拘束を行う場合は理由等を記録にして家族にも同意を得て行う。拘束を行なわないためのカンファレンスを月に2回は行なっている。

項目番号	項目	できている	要改善	評価困難	判断した根拠や理由	特記事項(良い点、改善点)
(2) 日常生活行為の支援 1) 食事						
20	31	○			好みのメニューを伝える担当の入居者がおり、毎週1食入居者の好みのメニューを取り入れている。3食ともホームで食事を作っているため、可能な限り調理も一緒に行なっている。身体機能に応じてごはんを軟らかくする等、食べたい物を食べやすく工夫している。	
21	34	○			毎日入居者一人ひとりの食事摂取量の把握はしており、普段からあまり水分をとらない入居者など、必要な人には水分摂取チェックを行なっている。また、暑い時期や、入浴外出後等水分補給が必要な時は、おやつに飲み物を提供している。	栄養バランスが把握されていないため、肥満予防のためにも、カロリー計算、栄養バランスのチェックを併設特養の管理栄養士に行なってもらってはどうか。
22	36	○			食器は陶器の物が使われ、茶碗や箸、コップは入居者が好みの物を選んで使っていた。職員も入居者と同じ食事を楽しみながら一人ひとりの身体能力に応じてゆっくり時間をかける等さりげなく介助を行なっている。	
2) 排泄						
23	37	○			現在のところ排泄に関して自立している入居者は多い。ホーム内では「紙オムツを使わない」という強い信念のもと、必要な人のみ排泄パターンを把握し、昼夜において本人、他の入居者に気を配りながらさりげなくトイレ誘導を行なっている。	
3) 入浴						
24	41	○			毎日、入居者の希望により夕方の5時までは好きな時に入浴ができ、「恥ずかしい」等の理由で入浴を希望されなかった人に対しては、声かけで入浴の意味や気持ちよさを理解してもらって入浴を楽しんでもらっている。食後の入浴は希望があればできるようにしている。	

項目番号	項 目	できて いる	要改善	評価 困難	判断した根拠や理由	特記事項(良い点、改善点)
4) 整容						
25	43	○			なじみの理美容院に行きカット、パーマ、毛染め、顔そり等好みに応じて行なっている。美容院の協力もあって付き添いはしていない。	
26	44	○			自分で乱れ、汚れに対応できる人は居室で調理や後片付けの際に汚れたエプロンを取り替えており、支援の必要な人の食べこぼしに対してはティッシュペーパーでさりげなくふき取るなど対応している。	
5) 睡眠・休息						
27	47	○			ほとんど毎日の散歩、歩いての通院、食堂での手伝い等で昼間は体を動かし、自然な眠りを心がけている。寝つきの悪い時は居室で横に付き添い安心してもらえるようにしている。	
(3) 生活支援						
28	51	○			常時、小銭の入った財布を持っている人もおられ、買物時、自分で払われる。また少しでも管理のできる人にはレジでの支払いや電車の切符を買ってもらう等、個々の力に応じた支援を行なっている。「預かり金取扱要領」も作成されており、預かっている場合は毎月出納状況を書面で家族に報告している。	
(4) ホーム内生活拡充支援						
29	53	○			個別に楽しみながら、自信をもってやってもらえることを把握するようしており、お茶入れ、食後の後片付け、テーブル拭き、お米洗い等を能動的に行なってもらい自分の出番を見出してもらっている。	

項目番号	項 目	できて いる	要改善	評価 困難	判断した根拠や理由	特記事項(良い点、改善点)
(5) 医療機関の受診等の支援						
30	55	○			グループホームとして気軽に相談できる協力病院(内科)がある。また、併設の特別養護老人ホームの看護師にも緊急時の判断等相談している。	
31	61	○			2週間に1回、グループホームの協力病院の医師の定期往診の他、年に1回、神戸市の定期健康診断を受けている。気になる症状がある時は主治医から家族に説明してもらっている。	
(6) 心身の機能回復に向けた支援						
32	63	○			散歩、外の喫茶店、ベランダの草花や野菜への水やり等を楽しみにされ、見やすい時計、カレンダー(手作り)と既製品を概ね視界に入るような適度の高さに配置する等、日常の生活の中で一人ひとりの機能の維持、向上を図っている。	
(7) 入居者同士の交流支援						
33	65	○			トラブルがある場合は双方の言い分をしっかりと聞くようにし、場合によっては別の話題を提供するなどして気持ちを落ち着かせ、納得してもらい、関係にヒビが入らないようにしている。	
(8) 健康管理						
34	67	○			夕食後に歯みがき、うがいを行うよう支援しているが、朝食後や昼食後はとくに入居者がうがい等をするような意識的な支援はない。義歯の人には1週間に1度、定期的に薬剤による洗浄を行なっている。	口腔内が不衛生だと感染症にかかりやすいこともあり、職員全員がその事を理解した上で本人の状態に合わせ、毎食後何らかの支援を行うことが望まれる。

項目番号	項 目	できて いる	要改善	評価 困難	判断した根拠や理由	特記事項(良い点、改善点)
35	70 ○服薬の支援 職員は、入居者が使用する薬の目的や副作用、用法や用量を承知しており、入居者一人ひとりが医師の指示どおりに服薬できるように支援し、症状の変化を確認している。	○			薬の説明書は各入居者毎の介護日誌にファイルされ、内容を把握できるようにしている。薬が変わる時などは、必ず、申し送りを行い、適時処方目的等に関する勉強会を行っている。薬は小分け箱に1回分ずつ分けし、服用されるまで職員が付き添っている。	
36	72 ○緊急時の手当 入居者のけが等の緊急時に、職員は応急手当を行うことができる。(けが、骨折、発作、のど詰まり等)	○			心臓発作、のど詰まりに対するマニュアルを作成し、全職員が対応できるように勉強会を実施している。けが、骨折等についても速やかなマニュアルの作成と勉強会の実施を計画している。	今後も、定期的な研修会開催が望まれる。
37	73 ○感染症対策 感染症に対する予防や対応の取り決めがあり、実行している。(インフルエンザ、疥癬、肝炎、MRSA等)	○			食中毒、インフルエンザ、疥癬、肝炎、MRSAについての対応マニュアルが作成され、ノロウイルス、肝炎に対する勉強会も実施している。マニュアルは事務所及び職員全員が個別ファイルで持っている。	
3. 入居者の地域での生活の支援						
38	77 ○ホームに閉じこもらない生活の支援 入居者が、ホームの中だけで過ごさずに、積極的に近所に出かけて楽しめるような雰囲気を作っている。(買い物、散歩、近隣訪問、集会参加等)	○			天気の良い日には散歩の他、希望を聞いて買物、喫茶店等にも出かけている。又、外出に車椅子が必要な人でも電車や車を利用して大阪城やルミナリエ見物等外出の機会の創出を積極的に行っている。	
4. 入居者と家族との交流支援						
39	81 ○家族の訪問支援 家族が気軽に訪問でき、訪問時は居心地よく過ごせるような雰囲気を作っている。(来やすい雰囲気、歓迎、関係再構築の支援、湯茶の自由利用、居室への宿泊のしやすさ等)	○			行事の時は案内を出している。また、家族が訪問できる時間帯に特に制限はなく、夜遅くなっても外部のチャイムや居室のインターホンをかければ、鍵を開けるようにしている。宿泊の希望があれば、布団を出して居室で一緒に眠れるようにしている。	
Ⅲ ケアサービス 30項目中 計		29	1	0		

項目番号 第三者 自己	項 目	できて いる	要改善	評価 困難	判断した根拠や理由	特記事項(良い点、改善点)
IV 運営体制 1. 事業の統合性						
40	83	○			管理者は朝礼、引継ぎに参加し、職員が気軽に意見が言える機会を作っている。	
2. 職員の確保・育成						
41	87	○			管理者はローテーションに入らず、日勤は、常時3名(ユニット当り)を確保している。夜落ち着いてすげせない人のために早出職員の出勤時間を早くして、夜勤者を援助する等入居者の状態に応じてきめ細かく対応している。	
42	89	○			新人研修や認知症専門課程研修など職員の経験段階に応じた研修を受講している。又、研修受講者は職員会議の場等で研修報告を行っている。	
43	91	○			ホームや併設施設全体での親睦会が年2~3回あり、気の合う者同志での飲み会等は随時行っている。また、職務上の悩みなどに関しては管理者が話を聞き、話しやすい雰囲気作りに努めている。	
3. 入居時及び退居時の対応方針						
44	95	○			重度化等によりやむを得ず退居になった人には、家族とも十分に話し合いをし、退居先が決まるまで情報提供など支援している。	

項目番号	項 目	できて いる	要改善	評価 困難	判断した根拠や理由	特記事項(良い点、改善点)
4. 衛生・安全管理						
45	98 ○ホーム内の衛生管理 ホーム内の清潔や衛生を保持している。(食品、布巾、包丁、まな板、冷蔵庫、洗濯機等)	○			包丁、まな板は食材によって区別し、漂白剤で消毒している。布巾は専用の消毒スペースを鍵がかかる調理台の下部に設けている。冷蔵庫内の点検など、衛生管理が守られているかどうか職員同志で確認し合っている。	
46	102 ○事故の報告書と活用 けが、転倒、窒息、意識不明、行方不明等の緊急事態が発生した場合、事故報告をまとめており、サービスの改善につなげている。(再発防止の話しあい、今後活かす意義づけ等)	○			ヒヤリハットを含めて事故発生時には事故報告書を作成し、ホーム職員及び、併設特養の看護師等にも回覧している。また再発防止策も事例毎に話し合われている。	
6. 相談・苦情への対応						
47	106 ○苦情への的確で迅速な対応 相談や苦情を積極的に受ける姿勢があり、入居者や家族から苦情が寄せられた場合には、職員で速やかに対策案を検討して回答するとともに、サービス改善につなげている。	○			重要事項説明書に担当者、第三者委員、解決責任者の氏名、電話番号を明示している。また、苦情・要望があった場合は上司に報告し速やかに回答するようにしている。家族が気軽に言えるように家族への手紙の中でも「遠慮なく話して下さい」と記載している。	苦情シートを作成し、「苦情委員会」で検討してサービス改善に努めている。
7. ホームと家族との交流						
48	107 ○家族とのコミュニケーション 定期的に家族とコミュニケーションをとり、入居者の暮らしぶりや日常の様子を具体的に伝えている。(「たより」の発行や行事ビデオの上映、写真の送付等)また、同時に、家族が気がかりなことや、意見、希望を気軽に伝えたり相談したりできるように積極的に働きかけている。	○			毎月1回「今月の取り組み・来月の目標、現在のケア状態と問題点、日常生活の様子」等を家族への手紙に書いて送っている。また、家族会を年1回開催し、その時に出してもらった意見もケアプラン等に反映させている。	
8. ホームと地域との交流						
49	112 ○地域の人達との交流の促進 地域の人達が、遊びに来たり立ち寄ってくれたりするように取り組んでいる。	○			散歩途中で出会う人で職員の知人等にボランティアの依頼を行い、お花、料理、習字、折り紙等のボランティアが定期的に訪れ、入居者とのおしゃべり等の時間を持っている。	

項目番号	項目	できている	要改善	評価困難	判断した根拠や理由	特記事項(良い点、改善点)
50	114 ○周辺施設等の理解・協力への働きかけ 入居者の生活の安定や拡がりのために、周辺地域の諸施設から協力を得ることができるよう、理解を拡げる働きかけを行っている。(商店、福祉施設、警察、消防、文化教育施設等)	○			職員から地域の人々への積極的な挨拶や散歩の時に話しかけをしている。また、商店に対しては買物時には積極的に入居者がお金の支払いをするようにしているため、入居者におつりを渡してもらう等の日常生活を通じてホームの理解の働きかけを行っている。	
51	115 ○ホーム機能の地域への還元 ホームの機能を、認知症ケアに関わる知識・技術等を、入居者のケアに配慮しつつ地域に開放している。(認知症の理解や関わり方についての相談対応・教室の開催、家族・ボランティア等の見学・研修の受入れ等)	○			ボランティアの受入れ、神戸市の認知症介護専門課程の実習受入れ、その他近隣在住の福祉系大学生の実習受入れ等を行っている。又、隣接する小学校からは小学生が体験授業で訪れている。	
IV 運営体制 12項目中 計		12	0	0		

- (1)「管理者」には、管理者不在の場合にこれを補佐する者を含む。
(2)「職員」には、管理者及び非常職員を含む。